

2 引っ越しの手続

まずは本庁住民税務課または支所住民生活課へお越しください。別の課での手続きが必要な場合はご案内します（以下にあげた以外にも、手続きが必要な場合があります）。

町外から引っ越してきたとき

転入届

（引っ越してきた日から2週間以内に届け出てください）

町内で住所が変わったとき

転居届

（引っ越した日から2週間以内に届け出てください）

町外に引っ越すとき

転出届

（引っ越す日の2週間前くらいから届け出てください）

※マイナポータルからオンライン転出の手続きをされた方は住民窓口での転出手続きは不用です。

必要なもの

- 年金手帳（国民年金に加入している人） ○身分を証明するもの（免許証など）
- 障がい者手帳（該当する人） ○各種受給者証・証書（該当する人）
- 通知カード、マイナンバーカード、住基カード、在留カード（所有する人） ○代理の場合委任状

共通に必要なその他の手続き

- 水道の手続き

住所の異動などに関する届け出は、届け出た日から法律上の効力が発生するものもありますので、速やかに届け出てください。手続きをしないまましていると、必要なサービスが受けられなかったり、お知らせなどの書類が届かなかったりします。ご注意ください。

- マイナンバーカードの住所の書きかえ（転入・転居）

住所変更されていないカードは90日を過ぎると失効してしまいます。その際は、マイナンバーカードの再発行手続きをして、手数料を支払わなくてはなりませんので、マイナンバーカードを必ずご持参ください。

個別に必要なもの

- 転出証明書（前住所地の市区町村発行のもの）
- 母子健康手帳（就学前のお子さんのいる人）
- 通帳（中学校卒業までのお子さんのいる人）
- マイナンバーカード及びマイナンバーカードの暗証番号

個別に必要なもの

- 国民健康保険証（加入している人）
- 介護保険被保険者証（該当する人）
- 後期高齢者医療被保険者証（該当する人）
- マイナンバーカード及びマイナンバーカードの暗証番号

個別に必要なもの

- 国民健康保険証（加入している人）
- 介護保険被保険者証（該当する人）
- 後期高齢者医療被保険者証（該当する人）

その他

- ・国民健康保険に加入する人は申し出てください。
- ・印鑑登録をされる人は申し出てください。
- ・原動機付自転車をお持ちの人は別の手続き（登録手続き）が必要です。
- ・ゴミの分別についてパンフレットを差し上げます。
- ・犬を飼っている人は申し出てください。

その他

- ・転居届をすると印鑑登録証の住所は自動的に変わります。
- ・原動機付自転車をお持ちの人は別の手続き（登録手続き）が必要です。

その他

- ・原動機付自転車をお持ちの人は別の手続き（登録手続き）が必要です。
- ・犬を飼っている人は申し出てください。